

資料2

特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称） 整備・運営事業 実施方針

令和5年2月17日

千葉市

目 次

I. 特定事業の選定に関する事項	2
1. 特定事業の事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業の対象となる公共施設の名称	2
(3) 事業の対象となる公共施設の管理者	2
(4) 事業の目的	2
(5) 本施設の位置づけ	2
(6) 事業の内容	2
2. 特定事業の選定及び公表	7
(1) 特定事業選定の基本的考え方	7
(2) 効果等の評価	7
(3) 選定結果の公表	7
II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	8
1. 敷地に関する各種法規制等	8
(1) 事業用地	8
(2) 地域地区	8
(3) 土地の所有	8
(4) 敷地面積	8
(5) 法定建ぺい率	8
(6) 法定容積率	8
2. 施設要件	8
III. 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 募集及び選定の方法	9
2. 事業者の選定方法	9
(1) 審査委員会の設置	9
(2) 事業者選定の手順	9
(3) 落札者の決定	10
3. 募集及び選定スケジュール	10
4. 募集及び選定等の手続き	10
(1) 現地見学会及び実施方針等説明会の開催	10
(2) 実施方針等に関する守秘義務資料の交付	11
(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付	11
(4) 入札説明書等の公表	12
(5) 入札説明書等に関する質問の受付・回答	12
(6) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	12
(7) 競争的対話の実施	12

(8) 提案審査書類の受付	12
(9) 落札者の決定・公表	12
(10) 基本協定の締結.....	12
(11) 事業契約の締結.....	12
5. 入札参加者の構成	12
(1) 入札参加者の構成と定義.....	12
(2) 構成員等の明示.....	13
(3) 複数業務の実施.....	13
(4) 複数応募の禁止.....	13
(5) 入札参加者の変更及び追加.....	13
6. 入札参加者の備えるべき資格要件.....	13
(1) 共通の参加資格要件	14
(2) 個別の参加資格要件	14
(3) 参加資格要件の喪失	16
7. 特別目的会社の設立等	16
(1) SPC を設立する場合	16
(2) SPC を設立しない場合.....	17
8. 提出書類の取扱い	17
(1) 著作権	17
(2) 特許権等.....	17
IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1. リスク分担の方法	18
(1) リスク分担の基本的な考え方	18
(2) 予想されるリスクと責任分担	18
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	18
2. 業務品質の確保	18
(1) 提供されるサービスの水準.....	18
(2) 事業者による業務品質の確保	18
(3) 事業の実施状況の業績監視	18
(4) 業績監視結果に対する措置	18
3. 市内事業者の育成及び地域産業の振興.....	18
V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
1. 疑義対応	19
2. 紛争処理機関	19
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1. 事業の継続に関する基本的な考え方	20
2. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	20
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	20
(4) その他	20
VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
1. 法制上及び税制上の措置	21
2. 財政上及び金融上の支援	21
3. その他の支援に関する事項	21
VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1. 本事業において使用する言語、通貨単位等	22
2. 応募等に関する費用負担	22
3. 情報公開及び情報提供	22
4. 議会の議決	22
5. 問い合わせ先	22
別紙1. 本事業における事業スキーム	23
別紙2. 本事業における事業区分	24
別紙3. リスク分担表（案）	25

市は、特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業(以下「本事業」という。)について、民間の経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定に準じて、実施することを予定している。

<用語の定義>

市	千葉市をいう。
新博物館	特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)をいう。
基本計画	特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画をいう。
グランドデザイン	特別史跡加曽利貝塚グランドデザインをいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式で、実施方針及び添付資料をいう。
入札説明書等	本事業の公募時に市が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集等をいう。
要求水準書(案)	特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業要求水準書(案)をいう。
審査委員会	本事業の審査を行う「千葉市PFI事業等審査委員会」をいう。
入札参加者	本事業への参加を希望する1社又は複数の法人から成る者であって、参加資格が認められ、提案審査書類を提出したものをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人をいう。
協力企業	業務の一部を入札参加者から直接受託・請負する法人をいう。
落札者	入札後、審査委員会の意見を受けて、市が本事業の事業契約の締結を予定する者として決定した入札参加者をいう。
事業予定者	落札者であって、市と基本協定を締結したものをいう。
参加資格確認基準日	参加資格確認書類の受付締切日をいう。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

加曽利貝塚新博物館（仮称）

(3) 事業の対象となる公共施設の管理者

千葉市長 神谷 俊一

(4) 事業の目的

市では、令和4年2月に「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、新たな博物館の整備に向け、検討を進めている。

新博物館は、縄文文化とSDGsを学ぶことができる博物館を目指している。また、市民との連携協働を進め、新博物館を中心として、地域資源・周辺施設とも一体となった賑わいづくりやまちづくりに貢献していくことを目指している。

本事業は、新博物館、駐車場、緑地（以下「本施設」という。）の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、民間事業者（以下「事業者」という。）が有する技術力、経営ノウハウ及び創意工夫を最大限に活用することを目的として、DBO方式により実施するものである。

(5) 本施設の位置づけ

① 本施設の法的位置づけ（予定）

- ・千葉市立博物館設置条例（改正予定）に基づき設置する。
- ・新博物館は、博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- ・新博物館は、文化財保護法第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた整備、維持管理・運営を行う方針である。

② 本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「生きている縄文学び、体験し、考える - それは未来への道しるべ - 」である。数千年の長きにわたり自然と調和・共存し築かれてきた縄文人の暮らしと文化は、人間社会の原点として、現在の私たちの生活・文化の根底をなすものであり、本施設は「生きている縄文」を学び、体験し、現代や未来との関わりを考えることができる「未来への道しるべ」となることを目指している。ここに、博物館の基本方針は以下のとおりとなる。

- ・貝塚を中心とする縄文文化の解明の拠点としての活動
- ・自然と調和・共存する持続可能な未来の実現を目指す博物館活動
- ・みんなでつくる・育てる博物館の実現
- ・加曽利貝塚への様々な興味・関心・幅広いニーズへの対応
- ・体験の重視

(6) 事業の内容

① 施設概要

事業用地：千葉市若葉区小倉町 937 番地外

敷地面積：18,982 m²（分筆登記が完了後に敷地面積は確定する。）

延床面積：新博物館部分は約 4,800 m²（想定）

開館年度：令和 10 年度秋頃（予定）

② 事業方式

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して事業者が担う DBO
(Design-Build-Operate) 方式により実施する。

③ 契約の形態

市は、本施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して発注するため、以下のとおり契約を締結する。

- ・落札者決定後、市は、落札者と協議を行い、本事業の実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- ・市は、基本協定に基づき、落札者と、本事業に係る基本契約を締結する。
- ・市は、基本契約に基づき、落札者の構成員である設計・建設事業者（単独企業又は建設 JV）と、建設工事請負契約を締結する。
- ・市は、基本契約に基づき、落札者の構成員である管理・運営事業者と、維持管理・運営委託契約を締結する。

上記の基本契約、建設工事請負契約、維持管理・運営委託契約の 3 つの契約を総称して、以下「事業契約」という。また、本事業の事業スキームは、別紙 1 を参照すること。

④ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年（2039 年）3 月 31 日までとする。

⑤ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

i. 必須事業

本施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。事業区分等については、別紙 2 のとおりである。

ア 設計・建設業務

- (ア) 施設設計業務（解体撤去を含む）
- (イ) 建設業務（解体撤去を含む）
- (ウ) 工事監理業務（解体撤去を含む）
- (エ) 展示設計業務
- (オ) 展示施工業務
- (カ) その他業務

イ 開館準備業務（市と共同して実施）

- (ア) 開館までの施設の維持管理業務
- (イ) 事務所及び収蔵品等の移転業務
- (ウ) 配布物準備・職員研修

- (エ)開館前の広報業務
- (オ)利用者対応業務
- (カ)展示制作・準備業務
- (キ)施設を支える方々とのネットワーク構築業務

ウ 維持管理業務

- (ア)定期点検等及び保守業務
- (イ)運転・監視及び日常点検・保守業務
- (ウ)修繕業務
- (エ)清掃業務
- (オ)環境衛生管理業務
- (カ)警備業務

エ 運営業務（市と共同して実施）

- (ア)調査研究業務
- (イ)展示業務
- (ウ)教育普及業務
- (エ)情報公開・発信・プロモーション業務
- (オ)運営事務業務

オ 附帯事業

(ア)新博物館や史跡の利用者サービスに関する業務

新博物館や史跡の見学や体験をサポートする利用者サービス機能である、飲食スペース・ミュージアムショップを事業者による独立採算で運営すること。なお、市は、飲食スペース・ミュージアムショップに係る行政財産賃付料を徴収する。

ii.任意事業

事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。なお、市は、事業者が任意事業を実施するための行為、施設の設置及び利用に係る貸付料又は使用料を徴収する。施設の設置を行う場合は、新博物館建物とは別棟とし、貸付期間が終了するまでに、事業者は自らの負担により、設置した施設を解体・撤去し、原状(更地の状態)に回復した上で借り受けた土地を市に返還すること。

ア 目的内提案事業

事業者は、自らの裁量で実施する、本施設の基本的性格に基づいた事業を行うにあたっては、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、関係法令を遵守し、新博物館の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案し、市の承認を得て実施することができる。

イ 目的外提案事業

事業者は、自らの裁量で実施する、新博物館や史跡を含むコアエリア全体の利用促進・魅力向上・集客に資する事業を行うにあたっては、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において市の承認を得て実施することができる。なお、行政財産を使用するものについては、市の許可を得て実施することができる。

⑥ 市が単独で実施する業務

本事業のうち市が実施する主な業務は、以下のとおりである。

ア 設計・建設業務

(ア)国庫交付金等申請業務

イ 開館準備業務

(ア)既存施設の撤収準備業務

(イ)移転・受け入れ時初回燻蒸業務

(ウ)システム開発業務

(エ)関係法令の確認・検討・調整業務

ウ 維持管理業務

(ア)環境衛生管理業務(IPM責任者)

エ 運営業務

(ア)収集保存業務

⑦ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示すこととする。

ア 市からのサービス対価

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス対価を支払う。サービス対価の構成は以下のとおりである。

なお、入札説明書には、事業費における施設整備費と維持管理・運営費の割合を目安として示す予定である。

(ア)設計・建設業務の対価

本施設の設計・建設業務に要する費用で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、設計・建設期間中に、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。

(イ)開館準備業務の対価

本施設の開館準備業務に要する費用で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、開館準備期間中に、年度ごとに支払うことを想定している。

(ウ)維持管理及び運営業務の対価

本施設の維持管理及び運営業務に要する費用で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。

イ 利用者等から得る収入

(ア)飲食スペース・ミュージアムショップの事業収入

(イ)任意事業に基づいて得られた収入

⑧ 市の収入

- (ア)本施設の入館料、駐車料金、講堂等使用料
- (イ)図録や所蔵作品関連商品等に係る販売収入
- (ウ)飲食スペース・ミュージアムショップに係る行政財産貸付料
- (エ)任意事業に係る行政財産貸付料・使用料

⑨ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑩ 事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

事業契約の締結	令和6年（2024年）3月
躯体完成	令和8年（2026年）12月
開館（供用開始）	令和10年度（2028年度）秋頃
事業期間	事業契約締結日～本施設の供用開始日から10年後の会計年度末
設計期間	事業契約締結日～令和8年（2026年）3月（予定）
既存施設解体撤去期間	令和7年3月～令和8年（2026年）3月（予定）
建設期間	令和8年4月～令和10年（2028年）3月（予定）
開館準備期間	事業契約締結日～開館（供用開始）日の前日
維持管理期間	開館（供用開始）日～10年後の事業期間終了日
運営期間	開館（供用開始）日～10年後の事業期間終了日

⑪ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で引き継ぐものとする。

⑫ 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにおいて公表する。

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、本事業をPFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

(1) 事業用地

千葉市若葉区小倉町 937 番地外

(2) 地域地区

市街化調整区域・建築基準法第 22 条区域

(3) 土地の所有

千葉市・個人(※令和5年度に借地又は取得予定)

(4) 敷地面積

18,982 m² (※分筆登記が完了後に敷地面積は確定する。)

(5) 法定建ぺい率

60%

(6) 法定容積率

200%

2. 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書(案)において示すとおりである。

III. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWT0政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

また、本事業では、事業者と連携しながら基本計画の実現を目指すことから、事業者の選定に際しても、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。したがって、市の想定を超えて積極的な提案を行う者については、基本計画の実現可能性を踏まえたうえで評価していく方針である。

2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、以下のとおり実施することを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

(1) 審査委員会の設置

市は、入札参加者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、千葉市PFI事業等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。入札参加者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

所属	委員名
西村あさひ法律事務所	野本修
(株)日本政策投資銀行地域調査部課長	幸村長
青山学院大学大学院教授	山口直也
東京電機大学教授	山田あすか
東京大学名誉教授	設楽博己
日本大学教授	広田直行
淑徳大学教授	朝倉はるみ

(2) 事業者選定の手順

市は、実施方針等、また今後公表する入札説明書等において、基本計画を実現するのにふさわしい事業者からの優れた提案を求めるため、下記の手順により事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、本施設の意義、コストコントロール、意匠性を具現化するためのよりよい提案を広く求めるとともに、事業提案を行う事業者の負担にも配慮を行い、事業者との相互理解を促進するための手順を想定している。

① 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき実施する。

② 競争的対話

市は、本事業にふさわしい提案を求めるとともに、本事業に関心を有する事業者の理解を促すための競争的対話を実施する。

③ 提案審査書類の確認

市は、入札参加者に求めた提案審査書類がすべて揃っていることを確認する。

(4) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

(5) 基礎審査

市は、提案審査書類の内容がすべての要求水準を満たしていることを確認する。

(6) 加点審査・価格審査による総合評価及び最優秀提案の選定

審査委員会は、落札者決定基準に従い、加点審査及び価格審査を行い、加点審査点及び価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、(5)、(6)は事業者の選定に係る審査の対象であり、各手順の詳細は入札説明書等において示す。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

3. 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の選定は、以下のスケジュールで行うことを見込んでいる。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

日程	内容
令和5年2月17日	実施方針、要求水準書(案)の公表 実施方針等に関する質問の受付
令和5年3月3日	現地見学会及び実施方針等説明会の開催
令和5年4月中旬	実施方針に関する質問の回答
令和5年5月中旬	特定事業の選定・公表
令和5年6月(予定)	入札公告(入札説明書等の公表) 入札説明書等説明会の実施 入札説明書等に関する質問の受付
令和5年6~11月(予定)	入札説明書等に関する質問の回答 参加表明書・参加資格確認書類の提出 提案審査書類の提出
令和5年12月(予定)	落札者の決定
令和6年3月	事業契約の締結

4. 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示すこととする。

(1) 現地見学会及び実施方針等説明会の開催

現地見学会及び実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

日時	現地見学会:令和5年3月3日(金) 10時~11時30分 実施方針等説明会:令和5年3月3日(金) 13時30分~14時30分
会場	現地見学会:事業予定地(千葉市若葉区小倉町937番地外) 実施方針等説明会:千葉市若葉区都賀コミュニティセンター ホール (千葉市若葉区都賀4丁目20番1号)
参加申込期限	令和5年2月28日(火)午後3時
参加申込方法	様式1「実施方針等に関する説明会申込書」に必要事項を記入の上、事務局(下記の申込先)宛、電子メールで申し込むこと。

申込先	<メールアドレス>jp_adv_chiba-kasori-mbx@pwc.com
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1社につき3名までの参加を認めるが、会場の収容人数の都合により、申込後に、制限を設ける可能性がある。 ・受付時に参加者名刺の提供を求める。

(2) 実施方針等に関する守秘義務資料の交付

実施方針等に関する一部の資料はホームページには掲載せず、実施方針等に関する守秘義務資料を希望する者に対して交付する。

① 受付期間

令和5年2月17日（金）～令和5年2月28日（火）午後3時（厳守）

② 受付方法

様式2「守秘義務対象開示資料交付申込書」に記入の上、下記提出先まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出する場合、メールには事業者の本件に係る決裁権者をCc（カーボンコピー）に含め、メール本文に決裁権者の役職及び氏名を記載すること。提出する電子ファイルはPDF形式とし、パスワードを設定すること。なお、パスワードは提出メールとは別経路で下記提出先へ伝達すること。

【書類様式】下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。

<市ホームページ>

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/bunkazai/shinhakubutsukan_seibijigou.html

【提出先】事務局（PwC アドバイザリー合同会社）

<メールアドレス> : jp_adv_chiba-kasori-mbx@pwc.com

(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和5年2月17日（金）～令和5年3月24日（金）午後3時（厳守）

② 受付方法

様式3「実施方針等に関する質問書」又は様式4「実施方針等に関する意見書」に記入の上、下記提出先まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。

【書類様式】下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。

<市ホームページ> :

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/bunkazai/shinhakubutsukan_seibijigou.html

【提出先】事務局（PwC アドバイザリー合同会社）

<メールアドレス> : jp_adv_chiba-kasori-mbx@pwc.com

③ 公表

受け付けた質問及び意見に対する回答は、令和5年4月14日（金）頃を目途に、市ホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

(6) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する。

(7) 競争的対話の実施

競争的対話における事業者からの質問に対する回答は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

(8) 提案審査書類の受付

参加資格が認められた事業者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(9) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに入札参加者に通知とともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI法の規定に準じて実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(10) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(11) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて、事業実施の詳細条件を協議、調整し、本事業を実施するために必要となる事業契約を締結する。

5. 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

(2) 構成員等の明示

入札に参加しようとする企業等は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ市との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、ここでいう「資本面若しくは人事面において密接な関連のある者」とは、以下のとおりとする。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

i 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び同法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合

ii 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く）

ii 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6(3)など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6. 入札参加者の備えるべき資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

なお、本事業について審査会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ①令和4・5年度千葉市入札参加資格審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4及びPFI法第9条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止等を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。
 - オ 千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者。
 - カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者。
 - キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、該特別徴収を行っていない者。
 - ク 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあっては、社会保険等に未加入の者。
 - ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者。
 - コ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者。
- ③本事業についてアドバイザリー業務を委託した以下の者及びその協力関係にある以下の者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ア PwCアドバイザリー合同会社
 - イ 株式会社昭和設計
 - ウ PwC弁護士法人
- ④に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑤審査会委員又は委員が属する組織と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、以下①から⑤の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。なお、告示等については今後変更の可能性がある。

①施設設計業務を行う者

施設設計業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イの要件は全ての者が満たすことを要し、ウの要件は1者以上が満たすこと。

ア 建築設計の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。

イ 建築士法（昭和25法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 延床面積2,000m²以上の博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録を受けた「博物館」（以下「登録博物館」という。）、同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」（以下「博物館相当施設」という。）などの展示施設の新築又は増築（増築にあっては増築部分の面積が2,000m²以上であること）に係る設計業務の実績があること（参加資格確認基準日までに、完了している実績に限る。）。

②工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の者で実施する場合も同様とする。

ア 建築設計の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。

イ 建築士法（昭和25法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

③建設業務を行う者

建設業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イの要件は全ての者が満たすことを要し、ウの要件は1者以上が満たすこと。

ア 建築工事の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 延床面積2,000m²以上の登録博物館又は博物館相当施設などの展示施設の新築又は増築（増築にあっては増築部分の面積が2,000m²以上であること）に係る建設業務の実績があること。（参加資格確認基準日までに、完了している実績に限る。）。

④展示設計・施工業務を行う者

展示設計・施工業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件は1者以上が満たすこと。

ア 内装仕上工事の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。

イ 文化財保護法第5・3条の規定に基づく公開承認施設に係る展示設計・施工業務（リニューアルを含む）の実績があること。（参加資格確認基準日までに、完了している実績に限る。）。

⑤維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合も同様とする。

ア 委託の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。

⑥運営業務を行う者

運営業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件は1者以上が満たすこと。

- ア 委託の業種に関して一般競争入札参加資格を有している者であること。
- イ 展示施設の運営業務の実績があること。

(3) 参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなつた場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

①参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかつた法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたりうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。

ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで入札説明書等に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

②提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案審査書類の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、入札参加者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

7. 特別目的会社の設立等

入札参加者を構成する企業の一部は、基本協定の締結後に会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立について選択することができる。

(1) SPCを設立する場合

SPCを設立する場合の要件は、以下のとおりとする。

区分	定義
代表企業	入札参加者を構成する法人で、応募手続きを行い、かつ市との対応窓口となる法人で、SPCに出資する企業
構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資する企業
協力企業	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資せず、SPCから業務の一部を直接受託又は請け負うことを予定している者

- ① 代表企業及び構成員である株主は、合わせて SPC の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を有すること。なお、代表企業及び構成員以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大となること。
- ② SPC の株主は、原則として事業契約が終了するまで SPC の株式を保有することとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ③ 代表企業の交代は可能とするが、新たな代表企業及び構成員の名称、交代時期及び株主構成を事業提案書に明記すること。

(2) SPC を設立しない場合

SPC を設立しない場合の要件は、以下のとおりとする。

区分	定義
代表企業	入札参加者を構成する法人で、応募手続きを行い、かつ市との対応窓口となる法人
構成員	入札参加者を構成する法人
協力企業	— (想定していない)

- ① 代表企業及び構成員は、共同企業体協定書等に規定することにより役割分担を明確にすること。
- ② ①にかかわらず、代表企業及び構成員は、事業契約に基づき事業者が負担する義務（貸付料の支払債務、違約金や損害賠償等の支払債務を含む）を連帯債務として負担すること。
- ③ 代表企業は、要求水準書（案）「II. 4. (2) ~ (4)」に示す事項について、責任ある立場として主体的に実施すること。
- ④ 代表企業の交代は可能とするが、新たな代表企業及び構成員の名称、交代時期を事業提案書に明記すること。

8. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、当該提案を作成した入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとときは、市は、事前に、当該提案を作成した入札参加者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の方法

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することができる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙3によることとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

2. 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、要求水準書(案)等において提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、入札説明書等において示す。

(3) 事業の実施状況の業績監視

市は、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務について業績監視を行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(4) 業績監視結果に対する措置

市は、業績監視の結果、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営のサービス水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービス対価の減額等の措置を行う。

3. 市内事業者の育成及び地域産業の振興

事業者は、本事業における各業務の実施にあたり、市内事業者の育成及び地域産業の振興に配慮した提案を行うとともに、市内の雇用促進、地元企業からの用役、材料の調達、納品、市内事業者との信頼性の構築を行うものとする。

V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的な考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めるところにより、市の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、業績監視に基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に改善が認められない等の場合には、市は、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、事業者は、市に対して、事業契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、市は、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、市は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、事業契約を解除することができる。

その場合において、市は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、市又は事業者は、事業契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、事業契約に基づき、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

本事業に関して、事業者への法制上及び税制上の優遇措置の支援はない。

2. 財政上及び金融上の支援

本事業に関して、事業者への財政上及び金融上の支援はない。

3. その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を
行うものとする。

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 応募等に関する費用負担

応募等に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4. 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関して令和5年第1回定例市議会に議案を提出する。

市及び落札者双方において、基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の内容を合意し、それぞれの仮契約を締結する。このうち建設工事請負契約については、令和6年第1回定例市議会の議決を経て本契約となる。他方、基本契約及び維持管理・運営委託契約については、建設工事請負契約の議決を効力発生条件として本契約となる。

5. 問い合わせ先

場所： 千葉市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 新博物館整備室

住所： 千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー 11階

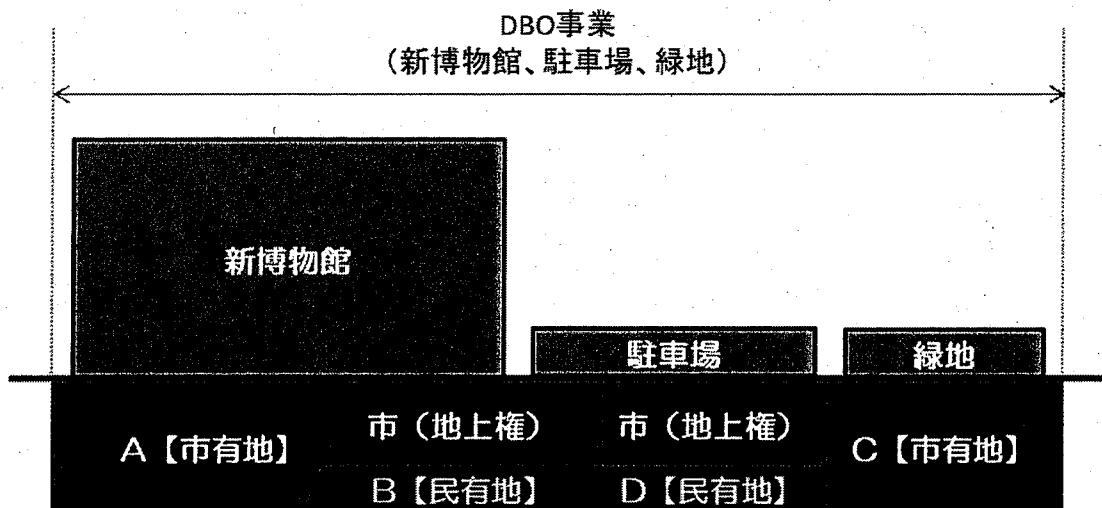
電話： 043-245-5949

FAX： 043-245-5993

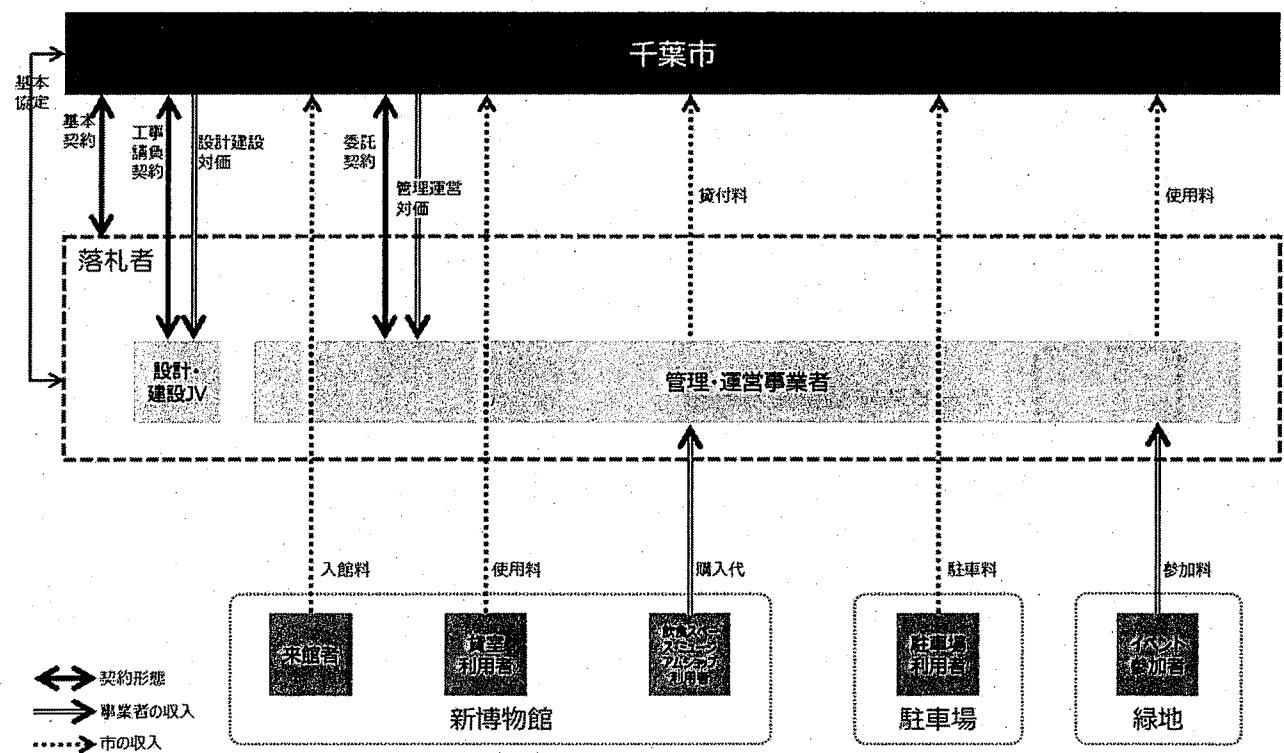
メール： shinhakubutsukan.EDL@city.chiba.lg.jp

別紙1. 本事業における事業スキーム

本事業における事業スキームは、以下のとおりである。

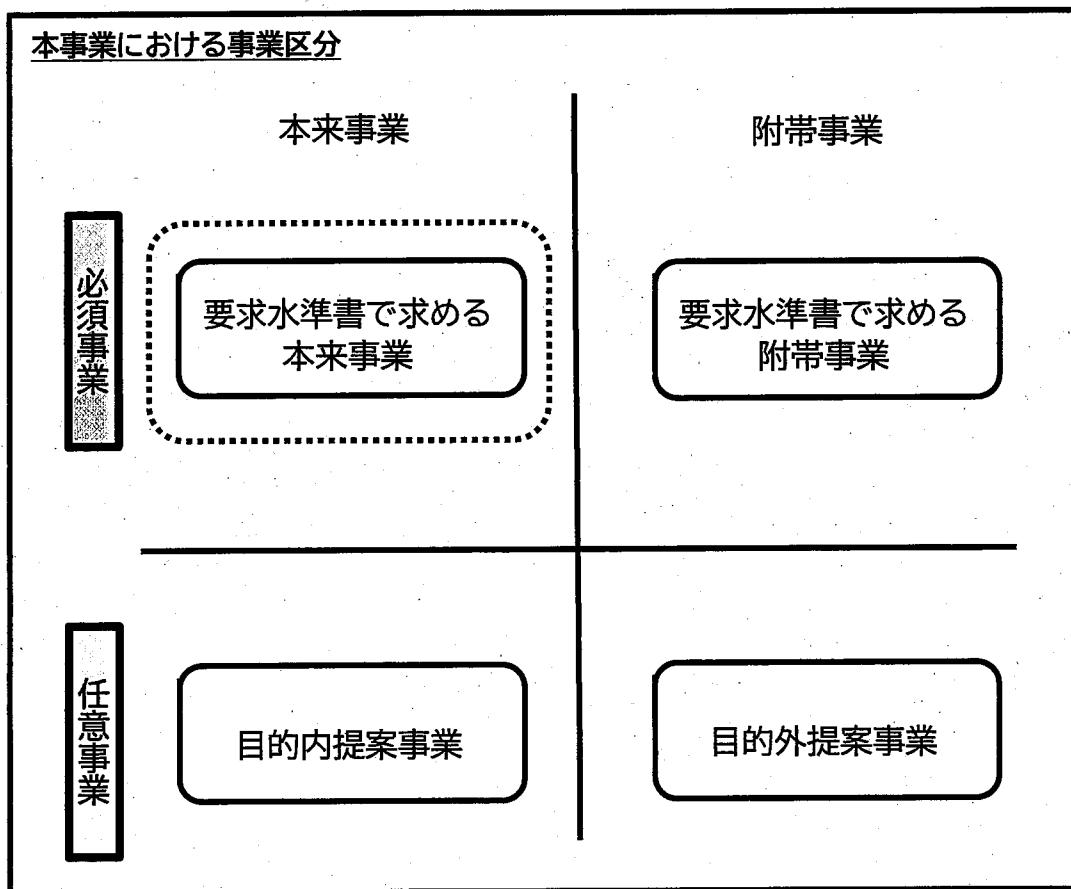


※ 新博物館は用地Aに加えてBも活用可であり、具体的な配置は事業者提案に委ねるものとする



別紙2. 本事業における事業区分

本事業における事業区分は、以下のとおりである。



別紙3. リスク分担表（案）

- ： リスクが顕在化した場合に原則として負担する
- △： リスクが顕在化した場合に限定的に負担する
- 空欄： 原則として負担がない

1. 共通

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、提示漏れによるもの	○	
2	入札リスク	入札費用の負担に関するもの		○
3	契約締結リスク	市の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合	○	
4		事業者の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合		○
5		不可抗力など、上記以外の理由により契約締結が遅延、中止となる場合	△	△
6	政策転換リスク	市の政策変更による事業への影響（事業の中止・中止、事業範囲の変更、縮小、拡大など）に関するもの	○	
7	住民対応リスク	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望への対応に関するもの	○	
8		上記以外の理由による住民反対運動、訴訟、要望、苦情への対応に関するもの		○
9	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	
10		上記以外の法令の変更・新たな規制立法の成立等に関するもの	△	△
11	税制変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	
12		本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
13		上記以外の税制変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
14	許認可取得リスク	公共施設の管理者として市が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	
15		業務の実施に関して市が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合		○
16	債務不履行リスク	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
17		事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
18		法令変更により当初予定されていた業務の継続履行が困難となり債務不履行が生じる場合	○	
19		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの		○
20	環境リスク	設計・建設・維持管理・運営上の環境への悪影響		○
21		既存施設の解体撤去時における、与条件として明示していない有害物質の発見・対応・排出・漏洩によるもの	○	
22		上記以外の、既存施設の解体撤去時における有害物質の発見・対応・排出・漏洩によるもの		○
23	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由（市の提示条件・指示に起因する損害）による賠償	○	
24		事業者の責めに帰すべき事由（設計・建設・維持管理・運営・改修等）による損害の賠償		○
25	物価変動リスク	事業契約締結以後の一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するもの	△	△
26	資金調達リスク	市が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合	○	
27		事業者が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合		○

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
28	不可抗力リスク	テロ、暴動、天災等の不可抗力による事業内容の変更・中断等に伴う増加費用その他損害に関するもの	△	△
29	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した著作物等が第三者の知的財産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○

2. 調査設計段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
30	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査等に不備があった場合	○	
31		事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
32	設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
33		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
34	着工遅延リスク	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
35		上記以外の要因によるもの	○	

3. 建設段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
36	解体撤去リスク	与条件として明示していない解体撤去に関して生じた損害に関するもの	○	
37		上記以外の、解体撤去に関するもの		○
38	地中障害物処理リスク	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○	
39		上記以外の場合地中障害物に関するもの		○
40	完工遅延リスク	市の指示・変更による場合	○	
41		不可抗力もしくは埋蔵文化財による工事遅延の場合	○	
42		上記以外による完工遅延の場合		○
43	工事費増減リスク	市の指示による工事費の増減の場合	○	
44		市の指示以外による工事費増大の場合		○
45	性能リスク	要求水準に不適合の場合		○
46	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
47	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生した場合		○

4. 維持管理・運営段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
48	所蔵品管理リスク	地震等天災による場合	○	
49		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、市の責によって盗難・毀損した場合	○	
50		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
51		所蔵品が、運送業者・作業員等、市・事業者以外の責によって館外で盗難・毀損した場合	○	
52	預託品管理リスク	寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、地震等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
53		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、市の責によって盗難・毀損した場合	○	
54		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
55		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、運送業者・作業員等、市・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合	○	
56	展示品管理リスク	他館から借り受けて展示している展示品が、地震等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	
57		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、市の責によって盗難・毀損した場合	○	
58		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
59		他館から借り受けて展示している展示品が、運送業者・作業員等、市・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合	○	
60	利用者数変動リスク	利用者数の増加に伴う事業者業務量や必要経費の増加	△	△
61		利用者数の減少に伴う入館料収入の減少	○	
62		飲食スペース・ミュージアムショップの利用者数変動に伴う事業者収入・支出の増減		○
63	利用者対応リスク	運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等	△	△
64		市に対する利用者からの苦情、市の施策・方針に関わるもの	○	
65	情報漏洩リスク	市の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
66		事業者の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
67	任意事業の事業リスク	要求水準書に記載された以外の事業者による事業の不振・事業計画不履行		○
68	契約不適合リスク	市が修繕・設置した施設・設備の契約不適合が、事業期間中に発見された場合	○	
69		事業者が修繕・設置した施設・設備の契約不適合が、事業期間中に発見された場合		○
70	施設・設備・什器・備品等リスク	施設・設備・什器・備品等の劣化に対して、市が実施すべき適切な修繕等を実施しなかったことに起因する施設・設備・什器・備品等の損傷	○	
71		施設・設備・什器・備品等の劣化に対して、事業者が実施すべき適切な修繕等を実施しなかったことに起因する施設・設備・什器・備品等の損傷		○
72		市と事業者のいずれの責にも帰さない第三者による施設・設備・什器・備品等の損傷	△	△
73		契約不適合に起因する施設・設備・什器・備品等の損傷		○
74		市の指示による業務内容の変更による使用調整に起因するもの	○	
75		事業者の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク		○
76		上記以外の要因によるもの（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるもの）	○	
77	事故等リスク	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責めに帰すべき事由によるもの	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
78		事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
79		市と事業者のいずれの責に帰さない火災等の事由によるもの	△	△
80	技術革新リスク	想定しない技術革新による伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用	○	
81		上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○

5. 事業の終了

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
82	事業の中途終了リスク	事業継続の必要性がないと市が判断する場合	○	
83		市の債務不履行に起因する事業者との契約解除	○	
84		事業者の債務不履行に起因する事業者との契約解除		○
85	引継ぎリスク	実施契約期間満了時の業務の引継ぎに関するリスク		○
86	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
87	移管手続リスク	事業の終了(移管)手続きに関する諸費用の増加に関するもの		○